

令和元年9月五島市議会定例会議案表

(令和元年9月4日提出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第60号	五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	1
議案第61号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	10
議案第62号	五島市税条例等の一部改正について	14
議案第63号	五島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	23
議案第64号	五島市印鑑条例の一部改正について	24
議案第65号	五島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	25
議案第66号	五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	26
議案第67号	五島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	42
議案第68号	五島市民三井楽プール条例の一部改正について	43
議案第69号	五島市営住宅管理条例の一部改正について	44
議案第70号	五島市単独住宅管理条例の一部改正について	45
議案第71号	五島市簡易水道事業給水条例及び五島市水道事業給水条例の一部改正について	46
議案第72号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	48
議案第73号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	50
議案第74号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	52

議案第 7 5 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	54
議案第 7 6 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	57
議案第 7 7 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	59
議案第 7 8 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	61
議案第 7 9 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	63
議案第 8 0 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	65
議案第 8 1 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	67
議案第 8 2 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	70
議案第 8 3 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	73
議案第 8 4 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	76
議案第 8 5 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	81
議案第 8 6 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	84
議案第 8 7 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	87
議案第 8 8 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	90
議案第 8 9 号	五島市公平委員会委員の選任について	95
議案第 9 0 号	五島市固定資産評価審査委員会委員の選任について	97
議案第 9 1 号	五島市固定資産評価審査委員会委員の選任について	99

議案第 9 2 号	五島市固定資産評価審査委員会委員の選任について	101
議案第 9 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	103
議案第 9 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	106
議案第 9 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	109
議案第 9 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	111
議案第 9 7 号	令和元年度五島市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 9 8 号	令和元年度五島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 9 9 号	令和元年度五島市交通船事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 100 号	平成 3 0 年度五島市一般会計歳入歳出決算	別冊
議案第 101 号	平成 3 0 年度五島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 102 号	平成 3 0 年度五島市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 103 号	平成 3 0 年度五島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 104 号	平成 3 0 年度五島市診療所事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 105 号	平成 3 0 年度五島市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 106 号	平成 3 0 年度五島市大浜財産区特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 107 号	平成 3 0 年度五島市本山財産区特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 108 号	平成 3 0 年度五島市下水道事業特別会計歳入歳出決算	別冊

議案第 109 号	平成 3 0 年度五島市公設小売市場事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 110 号	平成 3 0 年度五島市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 111 号	平成 3 0 年度五島市交通船事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 112 号	平成 3 0 年度五島市土地取得事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 113 号	平成 3 0 年度五島市水道事業会計剰余金の処分及び決算	別冊
議案第 114 号	権利の放棄について	113
報告第 1 4 号	専決処分の報告について（財産の取得についての変更について）	114
報告第 1 5 号	一般社団法人五島市農林総合開発公社の経営状況について	別冊
報告第 1 6 号	五島風力発電株式会社の経営状況について	別冊
報告第 1 7 号	健全化判断比率及び資金不足比率について	別冊

議案第60号

五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案を次のとおり提出する。

令和元年9月4日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当をいう。

(口座振替)

第3条 給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の申出により、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料の月額、別表に掲げる職種の区分に応じ、その職務の内容、責任及び常勤の職員の給与との権衡を考慮して同表に掲げる給料月額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

(準用)

第5条 五島市職員の給与に関する条例（平成16年五島市条例第45号。以下

「給与条例」という。)第8条、第9条、第14条の2、第16条、第22条第1項、第2項、第4項及び第5項、第23条、第24条第1項並びに第25条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第9条第4項中「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、給与条例第22条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と、給与条例第23条及び第25条中「正規の勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により準用する給与条例第24条第1項の勤務は、前項の規定により準用する給与条例第22条第1項、第2項、第4項及び第5項、第23条並びに第25条の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、五島市職員の特殊勤務手当支給条例（平成16年五島市条例第47号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第7条 フルタイム会計年度任用職員が当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）又は代休日を指定されて、当該祝日法による休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日（以下「祝日法による休日等」という。）である場合、12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）又は代休日を指定されて、当該年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日（以下「年末年始の休日等」という。）である場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者（法第6条第1

項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(端数計算)

第8条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第5条の規定により準用する給与条例第22条第1項、第2項、第4項及び第5項、第23条並びに第25条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条 第5条の規定により準用する給与条例第22条第1項、第2項、第4項及び第5項、第23条並びに第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第10条 給与条例第29条から第31条までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員が1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者を同じくするものに限る。第18条第2項において同じ。)の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の退職手当)

第11条 退職手当については、長崎縣市町村総合事務組合が定めるところによる。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第12条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準

月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数字を乗じて得た額を超えない範囲内において、規則で定めるところにより決定する。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額を超えない範囲内において、規則で定めるところにより決定する。

3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額を超えない範囲内において、規則で定めるところにより決定する。

4 前3項の「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が38時間45分とした場合の報酬の月額であって、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条及び第5条の例により決定した額に、市長が規則で定める額を加算したものとす。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第13条 特殊勤務手当条例第2条に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第14条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの

間又は割り振られた1週間の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の勤務時間との合計が週38時間45分に達するまでの間の勤務に対するこの項の規定の適用については、「100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは、「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）」とする。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第15条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間について、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第16条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間について、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数計算）

第17条 第20条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第12条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第18条 給与条例第29条から第31条までの規定は、任期の定めが6月以上の

パートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第29条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第19条 報酬の計算期間は、月の1日から末日までとし、毎月21日（その日が日曜日若しくは土曜日又は祝日法による休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日）にこれを支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第20条 第14条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第12条第1項の規定により決定した額に12を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数に18を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第12条第2項の規定により決定した額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第12条第3項の規定により決定した額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第12条第1項の規定により決定した額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額
- (3) 時間額による報酬 前項第3号の規定により計算して得た額
(パートタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第21条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の特例)

第22条 第12条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し、

市長が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員の報酬については、月額 34万5,000円を超えない範囲内において、任命権者が別に定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第23条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第16条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第16条第2項から第6項までの規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第24条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、五島市職員等の旅費支給条例（平成16年五島市条例第48号）の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例第5条第1項に規定する行政職給料表における2級以下に相当するものとする。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(期末手当の支給に係る特例)

2 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により任用されていた職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条から第5条までの規定により任用されていた職員又は五島市嘱託員の任用及び勤務条件等に関する規則（平成17年五島市規則第40号）に基づき任用されていた者であって、当該任用されていた職を退職し、引き続き会計年度任用職員として任用されたものに係る第10条又は第18条の規定の適用においては、第10条又は第18条の規定により準用する給与条例第29条第2項の在職期間については、当該任用されていた職に在職していた期間を通算して計算するものとする。

別表（第4条関係）

職種	給料月額
医師及び歯科医師	給与条例別表第2医療職給料表に定める職務の級が1級における最高号給の給料月額
上記以外のもの	給与条例別表第1行政職給料表に定める職務の級が1級における最高号給の給料月額

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により会計年度任用職員制度が創設されるため、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 6 1 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例案を次のとおり提出する。

令和元年 9 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(五島市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 五島市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 1 6 年五島市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 4 法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項及び前項の適用については、第 1 項中「3 年」とあるのは「法第 2 2 条の 2 第 2 項の規定により任命権者が定める任期」と、前項中「当該刑事事件が裁判所に係属する間」とあるのは「法第 2 2 条の 2 第 2 項の規定により任命権者が定める任期のうち当該刑事事件が裁判所に係属する間」と読み替えるものとする。

(五島市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 五島市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成 1 6 年五島市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「給料の月額」の次に「(地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあっては、五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年五島市条例第 号）第 1 3 条又は第 2 3 条の規定により決定した報酬の額）」を加える。

(五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 3 条 五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 6 年五島市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中

「非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（五島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第4条 五島市職員の育児休業等に関する条例（平成16年五島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第20条第2号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第22条中「第19条第1項」の次に「又は五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年五島市条例第 号）第8条若しくは第22条」を加え、「同条例第27条」を「給与条例第27条又は五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第10条若しくは第21条」に改める。

（公益的法人等への五島市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第5条 公益的法人等への五島市職員の派遣等に関する条例（平成16年五島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（五島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第6条 五島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例（平成16年五島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

（五島市職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 五島市職員の給与に関する条例（平成16年五島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第36条」の次に「及び第37条」を加える。

第36条を次のように改める。

（臨時的に任用された職員の給与）

第36条 法第22条の3第1項、法第26条の6第7項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により臨時

的に任用された職員の給与については、任命権者が市長に協議して別に定める。
第37条を第38条とし、第36条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第37条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、
他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、別に条例で定める。

(五島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 五島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年五島市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第21条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与
については、五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和
元年五島市条例第 号)の規定を準用する。

(五島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第9条 五島市職員の特殊勤務手当支給条例(平成16年五島市条例第47号)の
一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」の次に「及び五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁
償に関する条例(令和元年五島市条例第 号)第7条」を加える。

附則第3項の表平成31年度の項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め
る。

(五島市職員等の旅費支給条例の一部改正)

第10条 五島市職員等の旅費支給条例(平成16年五島市条例第48号)の一部
を次のように改正する。

別表第1行政職給料表、医療職給料表、特定任期付職員給料表、特定業務等従
事任期付職員給料表及び教育職給料表の適用を受ける者の項中「受ける者」の次
に「並びに会計年度任用職員」を加える。

別表第2行政職給料表及び教育職給料表の2級以下の職務にある者並びに特定
業務等従事任期付職員給料表の適用を受ける者の項中「並びに特定業務等従事任
期付職員給料表の適用を受ける者」を「、特定業務等従事任期付職員給料表の適
用を受ける者並びに会計年度任用職員」に改める。

(五島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 五島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年五島市条例第263号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び」を「並びに」に改め、「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加える。

第19条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年五島市条例第 号)の規定を準用する。

(五島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第12条 五島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年五島市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行により会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、関係する条例について、所要の規定の整備等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第62号

五島市税条例等の一部改正について

五島市税条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和元年9月4日提出

五島市長 野口市太郎

五島市税条例等の一部を改正する条例

(五島市税条例の一部改正)

第1条 五島市税条例(平成16年五島市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨
第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2
項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6
項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条
第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課
徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において
準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規
定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽
自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附
則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において
同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境
性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の
4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長が
あったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該
事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正
の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した
者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたこ
とを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに
よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に
係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例に
よることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪
以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を
適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の
額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を
加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3

号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に

該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 五島市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(五島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 五島市税条例等の一部を改正する条例（平成30年五島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第48条の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に、「3項」を「8項」に改め、「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の

申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第4号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第3条及び附則第4条の規定
令和元年10月1日

(2) 第1条中五島市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第2条の規定
令和2年1月1日

(3) 第2条中五島市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定
令和3年1月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定
令和3年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の五島市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令

和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき五島市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の五島市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の五島市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の五島市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、軽自動車税種別割に係るグリーン化特例を延長するなど、所要の規定の整備等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第63号

五島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

五島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和元年9月4日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

五島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年五島市条例第261号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

（提案理由）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が公布されたことを受け、消防団員の欠格条項を見直すため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第64号

五島市印鑑条例の一部改正について

五島市印鑑条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和元年9月4日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市印鑑条例の一部を改正する条例

五島市印鑑条例（平成16年五島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「五島市の」を「五島市が備える」に改める。

第4条第1項中「及び」を「、及び」に改める。

第5条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「政令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。））」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「政令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「その他氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第11条第1項第3号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。））」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

（提案理由）

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）等の一部改正を受け、印鑑登録に旧氏を用いることができるようにするため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第65号

五島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

五島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和元年9月4日提出

五島市長 野口市太郎

五島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

五島市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年五島市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第66号

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和元年9月4日提出

五島市長 野口市太郎

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年五島市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「の規定において」を「において」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 政令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 政令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 政令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者が受けている支給認定」を「教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額(当該特定教育・保育施設が特別利用保育

を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあつては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年まで

に在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。) が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号及び同条第5項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第6項中「並びに支給認定保護者」を「並びに教育・保育給付認定保護者」に、「、支給認定保護者」を「、当該教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「第27条第1項の施設型給付費をいう」に改め、「この項」の次に「、第19条及び第36条第3項」を加え、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教

育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第24条（見出しを含む。）、第25条及び第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項中「この条」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条

第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「)の数を」を「)の数は、家庭的保育事業にあつては」に、「小規模保育事業A型をいう」を「小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ」に、「小規模保育事業B型をいう」を「小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ」に改め、「その利用定員の数を」を削り、「附則第4条」を「附則第3条」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子ど

もを除く。以下この章において同じ。)」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「以下この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に

支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつて

は法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項から第5項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第6項中「並びに支給認定保護者」を「並びに教育・保育給付認定保護者」に、「、支給認定保護者」を「、当該教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。

以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く）」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保

育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定地域型保育には特定利用地域型保育を」を「特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額（当該特定教育・保育施設が）」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所を

いう。次項において同じ。) から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ」に、「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則中第3条を削り、第4条を第3条とする。

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改め、同条を附則第4条とする。

(五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正)

第2条 五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年五島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「法第19条第1項各号」を「次の各号」に、「別表」を「当該各号」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子ども及び同項第2号の認定を受けた小学校就学前子ども（その年度の4月1日時点で満3歳に達している者に限る。） 0円
- (2) 法第19条第1項第2号の認定を受けた小学校就学前子ども（前号に該当する者を除く。）及び同項第3号の認定を受けた小学校就学前子ども 別表に定める額

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	0円	0円

第3階層	当該年度に納付すべき所得割課税額が48,600円未満の世帯	ひとり親世帯等	7,000円	7,000円
		ひとり親世帯等以外の世帯	15,200円	15,000円
第4階層	当該年度に納付すべき所得割課税額が77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等	7,000円	7,000円
		ひとり親世帯等以外の世帯	23,400円	23,000円
	当該年度に納付すべき所得割課税額が97,000円未満の世帯		23,400円	23,000円
第5階層	当該年度に納付すべき所得割課税額が169,000円未満の世帯		34,700円	34,200円
第6階層	当該年度に納付すべき所得割課税額が301,000円未満の世帯		47,500円	46,800円
第7階層	当該年度に納付すべき所得割課税額が397,000円未満の世帯		62,400円	61,400円
第8階層	当該年度に納付すべき所得割課税額が397,000円以上の世帯		81,100円	79,800円

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 生活保護世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）受給世帯をいう。

(2) ひとり親世帯等 次のいずれかに該当する世帯をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

イ 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

(イ) 療育手帳交付要綱（昭和52年長崎県告示第682号）第4条に規定する療育手帳の交付を受けている者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

- (エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児
 - (オ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金等の受給者
 - ウ 教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯
- (3) 所得割課税額 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額（教育・保育給付認定保護者又は教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める額）をいう。
- ア 賦課期日において地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有していた者である場合 これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして算定した額
 - イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子（扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円未満の者に限る。）又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する場合 その者の申請により地方税法第314条の2第1項第8号の規定による控除を適用して算定した額
 - ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子（扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以上の者に限る。）に該当する場合 その者の申請により地方税法第314条の2第3項の規定による控除を適用して算定した額
- (4) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により1日当たりの保育の利用を11時間までとするものをいう。
- (5) 保育短時間 前号の1日当たりの保育の利用を8時間までとするものをいう。
- 2 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割課税額の額から控除して得た額を所得割課税額とする。
- 3 利用者負担額において、世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算したものによる。
- 4 4月分から8月分までの月分の利用者負担額にあつては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあつては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。
- 5 この表において、生計を一にする世帯に複数の子どもが属する場合における利用者負担額の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 当該世帯に属する子どものうち最年長の者（以下「第1子」という。）が第3条第2号に該当する小学校就学前子どもである場合における当該小学校就学前子ども この表に定める額の全額
 - (2) 当該世帯に属する子どものうち第1子を除き最年長の者（以下この

項において「第2子」という。)が第3条第2号に該当する小学校就学前子どもである場合における当該小学校就学前子ども 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1子が第3条第2号に該当する小学校就学前子どもでない場合

この表に定める額の2分の1に相当する額

イ 第1子が第3条第2号に該当する小学校就学前子どもである場合

0円

(3) 当該世帯に属する子どものうち第3子以降の子ども(第1子及び第2子以外の者をいう。)が第3条第2号に該当する小学校就学前子どもである場合における当該小学校就学前子ども 0円

6 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項の特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いるひとり親世帯等の第3条第2号に該当する小学校就学前子どもの属する世帯の所得割課税額が77,101円未満である場合の利用者負担額は、特定被監護者等のうち最年長の者を除く最年長の者(以下「第2子」という。)以降の者が第3条第2号に該当する小学校就学前子どもである場合は、第2子以降の子どもについては0円とする。

(五島市立保育事業所条例の一部改正)

第3条 五島市立保育事業所条例(平成27年五島市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する小学校就学前子どもに係る保育料は、無料とする。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)

第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子ども

(2) 法第19条第1項第2号の認定を受けた小学校就学前子ども(その年度の4月1日時点で満3歳に達している者に限る。)

(3) 生活保護世帯又は当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯に属する小学校就学前子ども(第1号及び前号に該当する者を除く。)

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等の一部改正に伴い、幼児教育・保育施設の3歳以上の利用者及び住民税非課税世帯に属する3歳未満の利用者の利用を無償とするなど、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 67 号

五島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

五島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和元年 9 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

五島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年五島市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 2 条中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第68号

五島市民三井楽プール条例の一部改正について

五島市民三井楽プール条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和元年9月4日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市民三井楽プール条例の一部を改正する条例

五島市民三井楽プール条例（平成16年五島市条例第248号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号を次のように改める。

- (1) 火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法による休日でない日とする。
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市民三井楽プールの休場日を見直すため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 69 号

五島市営住宅管理条例の一部改正について

五島市営住宅管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和元年 9 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市営住宅管理条例の一部を改正する条例

五島市営住宅管理条例（平成 16 年五島市条例第 199 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 旭丘住宅 A 棟の項から第 2 旭丘住宅の項までの規定中「五島市松山町 571 番地」を「五島市松山町 571 番地 1」に改め、同表第 3 旭丘住宅の項中「五島市松山町 571 番地」を「五島市松山町 571 番地 9」に改め、同表泊団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

奈留地区の泊団地を廃止すること等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第70号

五島市単独住宅管理条例の一部改正について

五島市単独住宅管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和元年9月4日提出

五島市長 野口市太郎

五島市単独住宅管理条例の一部を改正する条例

五島市単独住宅管理条例（平成16年五島市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、最近1年間において入居者を募集した単独住宅の住戸であって、当該期間中に次条の規定による入居の申込みがなかったものについては、第1号及び第3号に掲げる条件を具備する者とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

最近1年間において入居の申込みがない単独住宅について、入居要件を緩和するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第71号

五島市簡易水道事業給水条例及び五島市水道事業給水条例の一部改正について

五島市簡易水道事業給水条例及び五島市水道事業給水条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和元年9月4日提出

五島市長 野口市太郎

五島市簡易水道事業給水条例及び五島市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(五島市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第1条 五島市簡易水道事業給水条例(平成16年五島市条例第125号)の一部を次のように改正する。

第4条、第21条第2号及び第3号、第33条第3項並びに第38条第2項ただし書中「又は」を「、又は」に改める。

別表第2第2項中「指定手数料」を「新規指定手数料」に改め、同表第3項を同表第4項とし、同表第2項の次に次の1項を加える。

3 指定給水装置工事事業者の更新指定手数料 1件につき5,000円

(五島市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 五島市水道事業給水条例(平成16年五島市条例第265号)の一部を次のように改正する。

第4条、第21条第2号及び第3号、第33条第3項並びに第38条第2項ただし書中「又は」を「、又は」に改める。

別表第2第2項中「指定手数料」を「新規指定手数料」に改め、同表第3項を同表第4項とし、同表第2項の次に次の1項を加える。

3 指定給水装置工事事業者の更新指定手数料 1件につき5,000円

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(提案理由)

水道法（昭和32年法律第177号）の一部改正により、指定給水装置工事事業者に係る指定が更新制とされたことに伴い、当該更新に係る手数料を定めるため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 72 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
木場辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和元年 9 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 木場辺地

(辺地の人口 2,555人、面積 1.21km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市木場町
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市木場町258番1
(3) 辺地度点数 152点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

この地区の防火水槽の設置予定地の周辺は、住宅が増え続けている区域であるが、付近に消火栓及び防火水槽が設置されておらず、直近の消火栓から200m以上の距離があること、及び当該区域に消防車両が進入できる道路がないことから、当該区域で火災が発生した際に迅速かつ効果的な消火活動を実施できないことが懸念される。このようなことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	五島市	16,236	2,743	13,493	13,479
合計		16,236	2,743	13,493	13,479

議案第 73 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
堤辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和元年 9 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 堤辺地

(辺地の人口 421人、面積 5.91km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市堤町
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市堤町1312番1
(3) 辺地度点数 175点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道瀬戸・堤線は、地域住民の生活道路及び本山小学校等の通学路として利用されている。しかし、この路線は、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れが発生しており、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	152,839	91,059	61,780	61,717
合計		152,839	91,059	61,780	61,717

議案第 74 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
椴島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和元年 9 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 椛島辺地

(辺地の人口 126人、面積 8.75km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市本窯町、伊福貴町
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市伊福貴町383番
(3) 辺地度数 240点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

椛島地区においては、浄水施設の取水から導送水、浄水及び配水までの運転状況を、五島市役所本庁に設置している監視システムにより管理している。しかし、同システムは、整備後16年が経過し、同型設備が製造終了となっていることから、故障しても部品の確保ができず修理ができない状況が懸念される。このようなことから、浄水施設の運転状況を一括管理できるシステムを更新することにより、地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設	五島市	10,000	5,500	4,500	4,500
合計		10,000	5,500	4,500	4,500

議案第 75 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
富江辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和元年 9 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 富江辺地

(辺地の人口 2,405人、面積 10.5km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市富江町富江、富江町職人、
富江町土取、富江町黒島、富江町狩立、
富江町松尾、富江町山手
- (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市富江町富江211番
- (3) 辺地度点数 214点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道月見～職人町線は、月見地区と職人地区とを結ぶ生活道路として利用されており、また、農道への連絡道路にもなっている。しかし、この路線は、側溝が無く幅員が狭いため、車両間の離合が困難であり、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道富江～山下線は、国道384号線と山崎地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道黒瀬～職人線は、国道384号線と山崎地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	52,979	0	52,979	52,979

合 計		52,979	0	52,979	52,979

議案第 76 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
盈進辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和元年 9 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 盈進辺地

(辺地の人口 1,363人、面積 8.00km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市富江町黒瀬、富江町長峰、
富江町山下、富江町山手
- (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市富江町黒瀬243番2
- (3) 辺地度数 231点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道富江～山下線は、国道384号線と山下地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	171	0	171	171
合計		171	0	171	171

議案第 77 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
山崎辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和元年 9 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 山崎辺地

(辺地の人口 314人、面積 2.70km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市富江町岳、富江町土取
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市富江町岳1757番3
(3) 辺地度数 262点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道黒瀬～職人線は、国道384号線と山崎地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	3,850	0	3,850	3,850
合計		3,850	0	3,850	3,850

議案第 78 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
大宝辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和元年 9 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 大宝辺地

(辺地の人口 238人、面積 6.93 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市玉之浦町大宝、玉之浦町立谷
- (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市玉之浦町大宝946番1
- (3) 辺地度点数 272点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道大宝1号線は、国道384号線と大宝地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	2,300	0	2,300	2,300
合計		2,300	0	2,300	2,300

議案第 79 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
寺脇辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和元年 9 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 寺脇辺地
(辺地の人口 196人、面積 7.60km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町松山、岐宿町中嶽
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町松山601番1
(3) 辺地度点数 239点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

森林管理道南部憩坂線の整備予定地周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な人工林が半数以上を占めているが、林道が未整備であることから、効率的な森林整備ができない状況である。このようなことから、林道を整備する（長崎県が主体となって事業を実施し、本市が地元負担金として一部費用を負担する）ことにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
林道 (地元負担金)	長崎県	4,490	0	4,490	4,400
合計		4,490	0	4,490	4,400

議案第 80 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
田岸辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和元年 9 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 田岸辺地
(辺地の人口 437人、面積 4.31km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町浦、奈留町船廻
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奈留町浦153番2
(3) 辺地度点数 218点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

田岸地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。このようなことから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設	五島市	32,940	18,099	14,841	14,832
合計		32,940	18,099	14,841	14,832

議案第 81 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成 27 年 9 月 30 日に議決された上天津辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和元年 9 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 上大津辺地

(辺地の人口 2,240人、面積 4.23km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市上大津町
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市上大津町193番20
(3) 辺地度数 144点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道上大津・鬼岳線は、福江空港に通じる上大津地区の幹線道路である。しかし、この路線は、幅員が狭いため、歩行者と車両との離合及び車両間の離合が困難であり、歩行者等の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道空港・鬼岳線は、県道福江空港線と鬼岳とを結ぶ道路であり、地域住民及び観光客の車両等の通行が増加している。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成27年度から令和元年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	303,300	0	303,300	303,300
合計		303,300	0	303,300	303,300

（議案第81号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変 更 後		変 更 前																																															
<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 上大津辺地 （辺地の人口 2,240人、面積 4.23k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市上大津町 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市上大津町193番20 (3) 辺地度数 144点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道上大津・鬼岳線は、福江空港に通じる上大津地区の幹線道路である。しかし、この路線は、幅員が狭いため、歩行者と車両との離合及び車両間の離合が困難であり、歩行者等の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の拡幅整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 市道空港・鬼岳線は、県道福江空港線と鬼岳とを結ぶ道路であり、地域住民及び観光客の車両等の通行が増加している。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>		<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 上大津辺地 （辺地の人口 2,240人、面積 4.23k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市上大津町 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市上大津町193番20 (3) 辺地度数 144点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道上大津・鬼岳線は、福江空港に通じる上大津地区の幹線道路である。しかし、この路線は、幅員が狭いため、歩行者と車両との離合及び車両間の離合が困難であり、歩行者等の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の拡幅整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>																																															
<p>3. 公共的施設の整備計画 平成27年度から令和元年度まで 5年間</p> <p>（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業主体</th> <th>五島市</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>303,300</td> <td>0</td> <td>303,300</td> <td>303,300</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>303,300</td> <td>0</td> <td>303,300</td> <td>303,300</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額	事業主体	五島市	特定財源	一般財源	道路施設	五島市	303,300	0	303,300	303,300	合計		303,300	0	303,300	303,300	<p>3. 公共的施設の整備計画 平成27年度から平成31年度まで 5年間</p> <p>（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業主体</th> <th>五島市</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>300,000</td> <td>0</td> <td>300,000</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>300,000</td> <td>0</td> <td>300,000</td> <td>300,000</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額	事業主体	五島市	特定財源	一般財源	道路施設	五島市	300,000	0	300,000	300,000	合計		300,000	0	300,000	300,000
施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額																																											
	事業主体	五島市		特定財源	一般財源																																												
道路施設	五島市	303,300	0	303,300	303,300																																												
合計		303,300	0	303,300	303,300																																												
施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額																																											
	事業主体	五島市		特定財源	一般財源																																												
道路施設	五島市	300,000	0	300,000	300,000																																												
合計		300,000	0	300,000	300,000																																												

議案第 82 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成 29 年 9 月 29 日に議決された松山辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和元年 9 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 松山辺地

(辺地の人口 1,679人、面積 1.70km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市松山町
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市松山町43番4
(3) 辺地度点数 147点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(道路施設)

市道福江93号線は、県道河務・福江線と戸楽地区とを結ぶ生活道路として利用されている。しかし、この道路は、幅員が狭いため、歩行者と車両とのすれ違い及び車両間の離合が困難であり、歩行者等の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

(消防施設)

この地区の防火水槽の設置予定地の周辺は、新興住宅地として住宅が増え続けている区域であるが、付近の消防水利から十分な水量が確保できない状況であること、及び当該区域に消防車両が進入できる道路がないことから、当該区域で火災が発生した際に迅速かつ効果的な消火活動を実施できないことが懸念される。このようなことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成29年度から令和3年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	150,000	0	150,000	150,000
消防施設	五島市	16,166	2,743	13,423	13,421
合計		166,166	2,743	163,423	163,421

（議案第82号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変 更 後		変 更 前																																																										
<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 松山辺地 （辺地の人口 1,679人、面積 1,70k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市松山町 （2）地域の中心の位置 長崎県五島市松山町43番4 （3）辺地度数 147点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 <u>（道路施設）</u> 市道福江93号線は、県道河務・福江線と戸楽地区とを結ぶ生活道路として利用されている。しかし、この道路は、幅員が狭いため、歩行者と車両とのすれ違い及び車両間の離れが困難であり、歩行者等の通行に支障を来している状況である。このよう なことから、道路の拡幅整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p><u>（消防施設）</u> この地区の防火水槽の設置予定地の周辺は、新興住宅地として住宅が増え続けている区域であるが、付近の消防水利から十分な水量が確保できない状況であること、及び当該区域に消防車両が進入できる道路がないことから、当該区域で火災が発生した際に迅速かつ効果的な消火活動を実施できないことが懸念される。このようことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。</p>		<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 松山辺地 （辺地の人口 1,679人、面積 1,70k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市松山町 （2）地域の中心の位置 長崎県五島市松山町43番4 （3）辺地度数 147点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p>市道福江93号線は、県道河務・福江線と戸楽地区とを結ぶ生活道路として利用されている。しかし、この道路は、幅員が狭いため、歩行者と車両とのすれ違い及び車両間の離れが困難であり、歩行者等の通行に支障を来している状況である。このよう なことから、道路の拡幅整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>																																																										
<p>3. 公共的施設の整備計画 平成29年度から令和3年度まで 5年間</p>		<p>3. 公共的施設の整備計画 平成29年度から平成33年度まで 5年間</p>																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額</th> </tr> <tr> <th>五島市</th> <th>五島市</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>五島市</td> <td>150,000</td> <td>0</td> <td>150,000</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>消防施設</td> <td>五島市</td> <td>五島市</td> <td>16,166</td> <td>2,743</td> <td>13,423</td> <td>13,421</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>166,166</td> <td>2,743</td> <td>163,423</td> <td>163,421</td> </tr> </tbody> </table> <p>（単位：千円）</p>		施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額	五島市	五島市	特定財源	一般財源	道路施設	五島市	五島市	150,000	0	150,000	150,000	消防施設	五島市	五島市	16,166	2,743	13,423	13,421	合計			166,166	2,743	163,423	163,421	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額</th> </tr> <tr> <th>五島市</th> <th>五島市</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>五島市</td> <td>150,000</td> <td>0</td> <td>150,000</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>150,000</td> <td>0</td> <td>150,000</td> <td>150,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>（単位：千円）</p>		施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額	五島市	五島市	特定財源	一般財源	道路施設	五島市	五島市	150,000	0	150,000	150,000	合計			150,000	0	150,000	150,000
施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額																																																						
	五島市	五島市		特定財源	一般財源																																																							
道路施設	五島市	五島市	150,000	0	150,000	150,000																																																						
消防施設	五島市	五島市	16,166	2,743	13,423	13,421																																																						
合計			166,166	2,743	163,423	163,421																																																						
施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額																																																						
	五島市	五島市		特定財源	一般財源																																																							
道路施設	五島市	五島市	150,000	0	150,000	150,000																																																						
合計			150,000	0	150,000	150,000																																																						

議案第 83 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成 30 年 9 月 25 日に議決された東辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和元年 9 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 東辺地
(辺地の人口 315人、面積 21.23km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市玉之浦町小川、玉之浦町中須、玉之浦町幾久山、玉之浦町上の平
- (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市玉之浦町幾久山433番1
- (3) 辺地度数 272点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

林道富江玉之浦線のおがわ橋は、小川川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後31年が経過し、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、車両等の通行の安全及び林業の活性化を図るものである。

林道隠河内線の1号橋は、隠河内川に架けられたRC橋である。しかし、この橋は、架設後60年以上が経過し、主桁に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁の補修を行い、車両等の通行の安全及び林業の活性化を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
林道	五島市	42,015	20,988	21,027	20,900
合計		42,015	20,988	21,027	20,900

（議案第83号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変 更 後		変 更 前																																																			
総合整備計画書（第1次変更）		総合整備計画書																																																			
<p>1. 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市 東辺地 (辺地の人口 315人、面積 21.23k㎡)</p> <p>(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市玉之浦町幾久山433番1 (3) 辺地度数 272点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 林道富江玉之浦線のおがわ橋は、小川川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後31年が経過し、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このよ うなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、車両等の通行の安全及び林業の 活性化を図るものである。 林道隠河内線の1号橋は、隠河内川に架けられたRC橋である。しかし、この橋は、 架設後60年以上が経過し、主桁に損傷が発生している状況である。このようなこ とから、この橋の主桁の補修を行い、車両等の通行の安全及び林業の活性化を図るもの である。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 平成30年度から令和4年度まで 5年間</p>		<p>1. 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市 東辺地 (辺地の人口 315人、面積 21.23k㎡)</p> <p>(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市玉之浦町幾久山433番1 (3) 辺地度数 272点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 林道富江玉之浦線のおがわ橋は、小川川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋 は、架設後31年が経過し、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このよ うなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、車両等の通行の安全及び林業の 活性化を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 平成30年度から平成34年度まで 5年間</p>																																																			
<p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業主体</th> <th>五島市</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林道</td> <td>五島市</td> <td>42,015</td> <td>20,988</td> <td>21,027</td> <td>20,900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>42,015</td> <td>20,988</td> <td>21,027</td> <td>20,900</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額	事業主体	五島市	特定財源	一般財源	林道	五島市	42,015	20,988	21,027	20,900		合 計		42,015	20,988	21,027	20,900		<p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業主体</th> <th>五島市</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林道</td> <td>五島市</td> <td>20,000</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>20,000</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額	事業主体	五島市	特定財源	一般財源	林道	五島市	20,000	10,000	10,000	10,000		合 計		20,000	10,000	10,000	10,000	
施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額																																															
	事業主体	五島市		特定財源	一般財源																																																
林道	五島市	42,015	20,988	21,027	20,900																																																
合 計		42,015	20,988	21,027	20,900																																																
施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額																																															
	事業主体	五島市		特定財源	一般財源																																																
林道	五島市	20,000	10,000	10,000	10,000																																																
合 計		20,000	10,000	10,000	10,000																																																

議案第 84 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成 29 年 9 月 29 日に議決された濱ノ畔辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和元年 9 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第3次変更)

長崎県五島市 濱ノ畔辺地

(辺地の人口 1,748人、面積 10.53km²)

1. 辺地の概況

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔 |
| (2) 地域の中心の位置 | 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1030番5 |
| (3) 辺地度数 | 213点 |

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(道路施設)

市道里仁田尾線は、国道384号と航空自衛隊福江島分屯基地とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されている。また、年に数回、自衛隊の大型車両25台程度が訓練のために来島する際にもこの路線が利用されている。しかし、この路線は、自衛隊の大型車両が通行する場合には、幅員が狭く車両の離合が困難なため、その他の車両の通行を規制する必要があるなど、車両の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道里釜裏線は、国道384号線と濱ノ畔地区の中心とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されているほか、通学路としても利用されている。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、道路の舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

(診療施設)

国民健康保険三井楽診療所のX線撮影装置は、平成4年12月に設置している。しかし、設置後23年が経過し、老朽化に伴う基盤の故障により使用不能となっており、保守部品保有期間の終了により修理もできない状況である。現在、往診用の携帯型X線撮影装置を代用しているが、撮影できる部位が制限されているため、医師の診断に支障を来している状況である。

このようなことから、新たに一般X線撮影装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成27年度から令和元年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
道路施設	五島市		165,535	112,621	52,914	52,700
診療施設	五島市		5,346	1,080	4,266	4,260
合計			170,881	113,701	57,180	56,960

（議案第84号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変 更 後	変 更 前
<p>総合整備計画書（第3次変更）</p> <p>長崎県五島市 濱ノ畔辺地 （辺地の人口 1, 748人、面積 10.53km²）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1030番5 (3) 辺地度数 213点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (道路施設) 市道里仁田尾線は、国道384号と航空自衛隊福江島分屯基地とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されている。また、年に数回、自衛隊の大型車両25台程度が訓練のために来島する際にもこの路線が利用されている。しかし、この路線は、自衛隊の大型車両が通行する場合には、幅員が狭く車両の離合が困難なため、その他の車両の通行を規制する必要があるなど、車両の通行に支障を来している状況である。 このようことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 <u>市道里釜裏線は、国道384号線と濱ノ畔地区の中心とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されているほか、通学路としても利用されている。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。</u> このようことから、道路の舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 (診療施設) 国民健康保険三井楽診療所のX線撮影装置は、平成4年12月に設置している。しかし、設置後23年が経過し、老朽化に伴う基盤の故障により使用不能となり、保守部品保有期間の終了により修理もできない状況である。現在、往診用の携帯型X線撮影装置を代用しているが、撮影できる部位が制限されているため、医師の診断に支障を来している状況である。 このようことから、新たに一般X線撮影装置を整備することで、地域医療の充実</p>	<p>総合整備計画書（第2次変更）</p> <p>長崎県五島市 濱ノ畔辺地 （辺地の人口 1, 748人、面積 10.53km²）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1030番5 (3) 辺地度数 213点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (道路施設) 市道里仁田尾線は、国道384号と航空自衛隊福江島分屯基地とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されている。また、年に数回、自衛隊の大型車両25台程度が訓練のために来島する際にもこの路線が利用されている。しかし、この路線は、自衛隊の大型車両が通行する場合には、幅員が狭く車両の離合が困難なため、その他の車両の通行を規制する必要があるなど、車両の通行に支障を来している状況である。 このようことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 (診療施設) 国民健康保険三井楽診療所のX線撮影装置は、平成4年12月に設置している。しかし、設置後23年が経過し、老朽化に伴う基盤の故障により使用不能となり、保守部品保有期間の終了により修理もできない状況である。現在、往診用の携帯型X線撮影装置を代用しているが、撮影できる部位が制限されているため、医師の診断に支障を来している状況である。 このようことから、新たに一般X線撮影装置を整備することで、地域医療の充実</p>

を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成27年度から令和元年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事 業債の予定額
	事業主	体		特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	市	165,535	112,621	52,914	52,700
診療施設	五島市	市	5,346	1,080	4,266	4,260
合計			170,881	113,701	57,180	56,960

を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成27年度から平成31年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事 業債の予定額
	事業主	体		特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	市	162,735	112,621	50,114	49,900
診療施設	五島市	市	5,346	1,080	4,266	4,260
合計			168,081	113,701	54,380	54,160

議案第 85 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成 27 年 9 月 30 日に議決された川原辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和元年 9 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 川原辺地

(辺地の人口 692人、面積 18.20km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町川原
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町川原574番1
(3) 辺地度点数 221点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(道路施設)

市道憩坂線は、国道384号と主要地方道富江岐宿線を結ぶ重要路線であるが、道路幅員が狭く、しかもカーブ区間が多く、見通しが悪い上に大型車両の通行も多い。さらに、県立五島南高等学校の通学路としても利用されていることから、道路の整備を行い、生徒の安全な通学及び住民の交通の利便性の向上を図るものである。

(林道)

林業専用道川原線の整備予定地周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な人工林が半数以上を占めているが、林道が未整備であることから、効率的な森林整備ができない状況である。このようなことから、林道を整備することにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成27年度から令和元年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	58,900	0	58,900	58,900
林道	五島市	116,938	64,320	52,618	45,800
合計		175,838	64,320	111,518	104,700

〈議案第85号参考〉総合整備計画書新旧対照表

(下線の部分は、変更部分)

変 更 後		変 更 前																																																																	
<p>総合整備計画書(第1次変更)</p> <p>長崎県五島市 川原辺地 (辺地の人口 692人、面積 18.20km²)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町川原 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町川原574番1 (3) 辺地度数 221点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (道路施設) 市道憩坂線は、国道384号と主要地方道富江岐宿線を結ぶ重要路線であるが、道路幅員が狭く、しかもカーブ区間が多く、見通しが悪い上に大型車両の通行も多い。さらに、県立五島南高等学校の通学路としても利用されていることから、道路の整備を行い、生徒の安全な通学及び住民の交通の利便性の向上を図るものである。 (林道) 林業専用道川原線の整備予定地周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な人工林が半数以上を占めているが、林道が未整備であることから、効率的な森林整備ができない状況である。このようことから、林道を整備することにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 平成27年度から令和元年度まで 5年間</p>		<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 川原辺地 (辺地の人口 692人、面積 18.20km²)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町川原 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町川原574番1 (3) 辺地度数 221点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (道路施設) 市道憩坂線は、国道384号と主要地方道富江岐宿線を結ぶ重要路線であるが、道路幅員が狭く、しかもカーブ区間が多く、見通しが悪い上に大型車両の通行も多い。さらに、県立五島南高等学校の通学路としても利用されていることから、道路の整備を行い、生徒の安全な通学及び住民の交通の利便性の向上を図るものである。 (林道) 林業専用道川原線の整備予定地周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な人工林が半数以上を占めているが、林道が未整備であることから、効率的な森林整備ができない状況である。このようことから、林道を整備することにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 平成27年度から平成31年度まで 5年間</p>																																																																	
<p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額</th> </tr> <tr> <th>五島市</th> <th>五島市</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>58,900</td> <td>58,900</td> <td>58,900</td> <td>0</td> <td>58,900</td> <td>58,900</td> </tr> <tr> <td>林道</td> <td>116,938</td> <td>52,618</td> <td>116,938</td> <td>64,320</td> <td>52,618</td> <td>45,800</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>175,838</td> <td>111,518</td> <td>175,838</td> <td>64,320</td> <td>111,518</td> <td>104,700</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額	五島市	五島市	特定財源	一般財源	道路施設	58,900	58,900	58,900	0	58,900	58,900	林道	116,938	52,618	116,938	64,320	52,618	45,800	合計	175,838	111,518	175,838	64,320	111,518	104,700	<p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額</th> </tr> <tr> <th>五島市</th> <th>五島市</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>58,900</td> <td>58,900</td> <td>58,900</td> <td>0</td> <td>58,900</td> <td>58,900</td> </tr> <tr> <td>林道</td> <td>91,438</td> <td>42,118</td> <td>91,438</td> <td>49,320</td> <td>42,118</td> <td>35,300</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>150,338</td> <td>101,018</td> <td>150,338</td> <td>49,320</td> <td>101,018</td> <td>94,200</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額	五島市	五島市	特定財源	一般財源	道路施設	58,900	58,900	58,900	0	58,900	58,900	林道	91,438	42,118	91,438	49,320	42,118	35,300	合計	150,338	101,018	150,338	49,320	101,018	94,200
施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額																																																													
	五島市	五島市		特定財源	一般財源																																																														
道路施設	58,900	58,900	58,900	0	58,900	58,900																																																													
林道	116,938	52,618	116,938	64,320	52,618	45,800																																																													
合計	175,838	111,518	175,838	64,320	111,518	104,700																																																													
施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額																																																													
	五島市	五島市		特定財源	一般財源																																																														
道路施設	58,900	58,900	58,900	0	58,900	58,900																																																													
林道	91,438	42,118	91,438	49,320	42,118	35,300																																																													
合計	150,338	101,018	150,338	49,320	101,018	94,200																																																													

議案第 86 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成 30 年 9 月 25 日に議決された中岳南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和元年 9 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 中岳南部辺地
(辺地の人口 228人、面積 7.30km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町中嶽、岐宿町二本楠
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町中嶽1987番2
(3) 辺地度点数 225点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道中嶽北部33号線の八本木橋(4号)は、岐宿町中岳地区の集落内を流れる大保川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後30年以上が経過していると思われ、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道松山中嶽南部1号線の柿之木場橋(2号)は、岐宿町中岳地区の集落内を流れる柿之木場川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後50年以上が経過していると思われ、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の長寿命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	40,600	13,021	27,579	27,546
合計		40,600	13,021	27,579	27,546

（議案第86号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変 更 後		変 更 前																																																			
<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 中岳南部辺地 （辺地の人口 228人、面積 7.30k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町中嶽、岐宿町二本楠 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町中嶽1987番2 (3) 辺地度数 225点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道中嶽北部33号線の八本木橋（4号）は、岐宿町中岳地区の集落内を流れる大保川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後30年以上が経過していると思われ、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道松山中嶽南部1号線の柿之木場橋（2号）は、岐宿町中岳地区の集落内を流れる柿之木場川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後50年以上が経過していると思われ、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の長寿命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>		<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 中岳南部辺地 （辺地の人口 228人、面積 7.30k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町中嶽、岐宿町二本楠 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町中嶽1987番2 (3) 辺地度数 225点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道中嶽北部33号線の八本木橋（4号）は、岐宿町中岳地区の集落内を流れる大保川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後30年以上が経過していると思われ、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>																																																			
<p>3. 公共的施設の整備計画 平成30年度から令和4年度まで 5年間</p>		<p>3. 公共的施設の整備計画 平成30年度から平成34年度まで 5年間</p>																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額</th> </tr> <tr> <th>五島市</th> <th></th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>5</td> <td>島市</td> <td>40,600</td> <td>13,021</td> <td>27,579</td> <td>27,546</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>40,600</td> <td>13,021</td> <td>27,579</td> <td>27,546</td> </tr> </tbody> </table> <p>（単位：千円）</p>		施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額	五島市		特定財源	一般財源	道路施設	5	島市	40,600	13,021	27,579	27,546	合計			40,600	13,021	27,579	27,546	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額</th> </tr> <tr> <th>五島市</th> <th></th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>5</td> <td>島市</td> <td>16,500</td> <td>2,454</td> <td>14,046</td> <td>14,046</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>16,500</td> <td>2,454</td> <td>14,046</td> <td>14,046</td> </tr> </tbody> </table> <p>（単位：千円）</p>		施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額	五島市		特定財源	一般財源	道路施設	5	島市	16,500	2,454	14,046	14,046	合計			16,500	2,454	14,046	14,046
施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額																																															
	五島市			特定財源	一般財源																																																
道路施設	5	島市	40,600	13,021	27,579	27,546																																															
合計			40,600	13,021	27,579	27,546																																															
施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額																																															
	五島市			特定財源	一般財源																																																
道路施設	5	島市	16,500	2,454	14,046	14,046																																															
合計			16,500	2,454	14,046	14,046																																															

議案第 87 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成 30 年 9 月 25 日に議決された西海辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和元年 9 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 西海辺地

(辺地の人口 183人、面積 4.93km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町浦
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奈留町浦754番16
(3) 辺地度点数 239点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(道路施設)

白這地区と宿輪地区との間は、ここ数年、マグロの養殖事業の発展に伴い、大型車両の通行が増加している。しかし、これらの地区を結ぶ一般県道奈留島線及び市道白這～江上線は、幅員が狭いため車両間の離合が困難であり、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。このようなことから、新たに白這地区と宿輪地区とを結ぶ道路を整備し、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

(飲用水供給施設)

西海地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。このようなことから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	128,200	0	128,200	128,200
飲用水供給施設	五島市	41,681	22,901	18,780	18,768
合計		169,881	22,901	146,980	146,968

（議案第87号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変 更 後		変 更 前																																																										
<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 西海辺地 （辺地の人口 183人、面積 4.93k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町浦 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奈留町浦754番16 (3) 辺地度数 239点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 <u>（道路施設）</u> 白道地区と宿輪地区との間は、ここ数年、マグロの養殖事業の発展に伴い、大型車両の通行が増加している。しかし、これらの地区を結ぶ一般県道奈留島線及び市道白道～江上線は、幅員が狭いため車両間の離合が困難であり、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。このようことから、新たに白道地区と宿輪地区とを結ぶ道路を整備し、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 <u>（飲用水供給施設）</u> 西海地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。このようことから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。</p>		<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 西海辺地 （辺地の人口 183人、面積 4.93k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町浦 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奈留町浦754番16 (3) 辺地度数 239点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 白道地区と宿輪地区との間は、ここ数年、マグロの養殖事業の発展に伴い、大型車両の通行が増加している。しかし、これらの地区を結ぶ一般県道奈留島線及び市道白道～江上線は、幅員が狭いため車両間の離合が困難であり、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。このようことから、新たに白道地区と宿輪地区とを結ぶ道路を整備し、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>																																																										
<p>3. 公共的施設の整備計画 平成30年度から令和4年度まで 5年間</p>		<p>3. 公共的施設の整備計画 平成30年度から平成34年度まで 5年間</p>																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額</th> </tr> <tr> <th>五島市</th> <th></th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td></td> <td>128,200</td> <td>0</td> <td>128,200</td> <td>128,200</td> </tr> <tr> <td>飲用水供給施設</td> <td>五島市</td> <td></td> <td>41,681</td> <td>22,901</td> <td>18,780</td> <td>18,768</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>169,881</td> <td>22,901</td> <td>146,980</td> <td>146,968</td> </tr> </tbody> </table> <p>（単位：千円）</p>		施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額	五島市		特定財源	一般財源	道路施設	五島市		128,200	0	128,200	128,200	飲用水供給施設	五島市		41,681	22,901	18,780	18,768	合計			169,881	22,901	146,980	146,968	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額</th> </tr> <tr> <th>五島市</th> <th></th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td></td> <td>128,200</td> <td>0</td> <td>128,200</td> <td>128,200</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>128,200</td> <td>0</td> <td>128,200</td> <td>128,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>（単位：千円）</p>		施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額	五島市		特定財源	一般財源	道路施設	五島市		128,200	0	128,200	128,200	合計			128,200	0	128,200	128,200
施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額																																																						
	五島市			特定財源	一般財源																																																							
道路施設	五島市		128,200	0	128,200	128,200																																																						
飲用水供給施設	五島市		41,681	22,901	18,780	18,768																																																						
合計			169,881	22,901	146,980	146,968																																																						
施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額																																																						
	五島市			特定財源	一般財源																																																							
道路施設	五島市		128,200	0	128,200	128,200																																																						
合計			128,200	0	128,200	128,200																																																						

議案第 88 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成 29 年 9 月 29 日に議決された船廻辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和元年 9 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第2次変更)

長崎県五島市 船廻辺地

(辺地の人口 244人、面積 4.19km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町泊、奈留町船廻
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奈留町船廻481番5
(3) 辺地度数 267点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道田岸～矢神線は、定期バスが運行され、地域住民が頻繁に利用する幹線道路である。しかし、当該道路は、整備後の年数の経過による路面のひび割れ、わだち掘れ等が発生しており、車両の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、道路の舗装整備を実施し、地域住民の生活環境の整備及び交通の安全を図るものである。

市道田岸～矢神線の第2江川橋は、田岸地区の集落内を流れる江川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後22年が経過し、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。

このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道船廻～汐池線は、浦地区と汐池地区とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、整備後の年数の経過による路面のひび割れ、わだち掘れ等が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、道路の舗装整備を実施し、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成28年度から令和2年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	186,600	13,370	173,230	173,230

合 計		186,600	13,370	173,230	173,230

（議案第88号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変 更 後		変 更 前																													
<p>総合整備計画書（第2次変更）</p> <p>長崎県五島市 船廻辺地 （辺地の人口 244人、面積 4.19k㎡）</p> <p>長崎県五島市奈留町泊、奈留町船廻 長崎県五島市奈留町船廻481番5 267点</p> <p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名称 （2）地域の中心の位置 （3）辺地度数</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道田岸～矢神線は、定期バスが運行され、地域住民が頻繁に利用する幹線道路である。しかし、当該道路は、整備後の年数の経過による路面のひび割れ、わだち掘れ等が発生しており、車両の通行に支障を来している状況である。 このようことから、車両の舗装整備を実施し、地域住民の生活環境の整備及び交通の安全を図るものである。 市道田岸～矢神線の第2江川橋は、田岸地区の集落内を流れる江川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後22年が経過し、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。 このようことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 市道船廻～汐池線は、浦地区と汐池地区とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、整備後の年数の経過による路面のひび割れ、わだち掘れ等が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 平成28年度から令和2年度 まで 5年間</p>		<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 船廻辺地 （辺地の人口 244人、面積 4.19k㎡）</p> <p>長崎県五島市奈留町泊、奈留町船廻 長崎県五島市奈留町船廻481番5 267点</p> <p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名称 （2）地域の中心の位置 （3）辺地度数</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道田岸～矢神線は、定期バスが運行され、地域住民が頻繁に利用する幹線道路である。しかし、当該道路は、整備後の年数の経過による路面のひび割れ、わだち掘れ等が発生しており、車両の通行に支障を来している状況である。 このようことから、車両の舗装整備を実施し、地域住民の生活環境の整備及び交通の安全を図るものである。 市道田岸～矢神線の第2江川橋は、田岸地区の集落内を流れる江川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後22年が経過し、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。 このようことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 平成28年度から平成32年度 まで 5年間</p>																													
<p>（単位：千円）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">施設名</td> <td rowspan="2">事業主体</td> <td colspan="2">区分</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>財源内訳</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>特定財源</td> <td>一般財源</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">一般財源のうち ち辺地対策事業 業債の予定額</td> </tr> </table>		施設名	事業主体	区分		事業費	財源内訳			特定財源	一般財源			一般財源のうち ち辺地対策事業 業債の予定額		<p>（単位：千円）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">施設名</td> <td rowspan="2">事業主体</td> <td colspan="2">区分</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>財源内訳</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>特定財源</td> <td>一般財源</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">一般財源のうち ち辺地対策事業 業債の予定額</td> </tr> </table>		施設名	事業主体	区分		事業費	財源内訳			特定財源	一般財源			一般財源のうち ち辺地対策事業 業債の予定額	
施設名	事業主体			区分																											
		事業費	財源内訳																												
		特定財源	一般財源																												
		一般財源のうち ち辺地対策事業 業債の予定額																													
施設名	事業主体	区分																													
		事業費	財源内訳																												
		特定財源	一般財源																												
		一般財源のうち ち辺地対策事業 業債の予定額																													

道路施設	五島市	186,600	13,370	173,230	173,230
合 計		186,600	13,370	173,230	173,230

道路施設	五島市	113,100	13,370	99,730	99,700
合 計		113,100	13,370	99,730	99,700

議案第 89 号

五島市公平委員会委員の選任について
次の者を五島市公平委員会委員に選任する。

令和元年 9 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所 五島市松山町 1 4 5 番地 1

ふりがな ね ぎ わたる
氏 名 祢 宜 渉

生年月日 昭和 2 8 年 2 月 1 1 日

(提案理由)

公平委員会委員の選任については、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）
第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第89号参考〉

略 歴

昭和50年 3月 京都工芸繊維大学卒業
 同 50年 6月 長崎県 入庁
 平成25年 3月 同 退職
 同 25年11月 五島市一般任期付職員 採用（五島市農業振興課理事）
 同 28年 3月 同 退職
 同 28年 4月 向町町内会長 現在に至る。
 同 28年 6月 福江空港ターミナルビル(株)代表取締役社長 就任
 同 28年11月 福江商工会議所副会頭 就任
 同 29年 6月 福江地区町内会連合会副会長 現在に至る。
 令和 元年 5月 福江空港ターミナルビル(株)代表取締役社長 退任
 同 元年 6月 福江商工会議所副会頭 退任

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
犬 塚 一 輝	平成27年10月20日	令和 元年10月19日	
松 本 康 英	平成28年10月20日	令和 2年10月19日	
本 村 秀 子	平成30年10月20日	令和 4年10月19日	

議案第90号

五島市固定資産評価審査委員会委員の選任について
次の者を五島市固定資産評価審査委員会委員に選任する。

令和元年9月4日提出

五島市長 野口市太郎

住 所	五島市富江町狩立307番地1
ふりがな	たて いし みつ のり
氏 名	立 石 光 徳
生年月日	昭和22年2月2日

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員の選任については、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第90号参考〉

略 歴

昭和40年 3月 鹿児島県立出水工業高等学校卒業
 同 40年 4月 旭有機材工業(株)入社
 同 41年 7月 同 退社
 同 41年 8月 立石プロパン入社
 平成 6年 9月 (有)タテイシ (旧立石プロパン) 代表取締役 現在に至る。
 同 12年 4月 富江町消防団副団長
 同 16年 8月 五島市消防団副団長
 同 19年 4月 同 統括副団長
 同 21年 4月 五島市商工会会長 現在に至る。
 同 22年10月 五島市固定資産評価審査委員会委員 現在に至る。
 同 22年10月 五島市消防団退団

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
立 石 光 徳	平成28年10月20日	令和 元年10月19日	
永 尾 晃	平成28年10月20日	令和 元年10月19日	
四 辻 和 男	平成28年10月20日	令和 元年10月19日	

議案第91号

五島市固定資産評価審査委員会委員の選任について
次の者を五島市固定資産評価審査委員会委員に選任する。

令和元年9月4日提出

五島市長 野口市太郎

住 所	五島市松山町757番地6
ふりがな	なが お あきら
氏 名	永 尾 晃
生年月日	昭和27年6月23日

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員の選任については、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第91号参考〉

略 歴

昭和46年 3月 長崎県立長崎北高等学校卒業
 同 46年 4月 大阪国税局採用
 税務大学校大阪研修所入所
 同 47年 3月 同 卒業
 社税務署勤務
 同 50年 3月 同 退職
 同 50年 4月 福江市職員採用
 平成13年 4月 同 建設課長補佐兼管理係長
 同 16年 8月 五島市富江支所企画調整課長
 同 17年10月 同 税務課長補佐兼市民税係長
 同 19年 3月 同 退職
 同 25年10月 五島市固定資産評価審査委員会委員 現在に至る。

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
立 石 光 徳	平成28年10月20日	令和 元年10月19日	
永 尾 晃	平成28年10月20日	令和 元年10月19日	
四 辻 和 男	平成28年10月20日	令和 元年10月19日	

議案第92号

五島市固定資産評価審査委員会委員の選任について
次の者を五島市固定資産評価審査委員会委員に選任する。

令和元年9月4日提出

五島市長 野口市太郎

住 所	五島市三井楽町濱ノ畔1285番地4
ふりがな	よ つじ かず お
氏 名	四 辻 和 男
生年月日	昭和28年11月9日

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員の選任については、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第92号参考〉

略 歴

昭和47年 3月 長崎県立五島南高等学校卒業
 同 47年 5月 覚野石油(株) (大阪) 入社
 同 48年10月 同 退社
 同 48年11月 共栄石油 (福岡) 入社
 同 51年 4月 同 退社
 同 51年 5月 五島農業協同組合入職
 同 63年 9月 同 退職
 同 63年10月 サトミオート (自動車整備業) 開業
 平成16年12月 民生委員就任
 同 24年11月 地域審議会委員就任
 同 25年10月 五島市固定資産評価審査委員会委員 現在に至る。
 同 25年11月 民生委員退任
 同 27年 3月 地域審議会委員退任

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
立 石 光 徳	平成28年10月20日	令和 元年10月19日	
永 尾 晃	平成28年10月20日	令和 元年10月19日	
四 辻 和 男	平成28年10月20日	令和 元年10月19日	

議案第93号

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

令和元年9月4日提出

五島市長 野口市太郎

住 所 五島市木場町706番地

ふりがな いし ぐろ のり こ
氏 名 石 黒 則 子

生年月日 昭和22年10月2日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第93号参考〉

略 歴

昭和45年	3月	大阪大学文学部卒業	
同	45年	3月	日本万国博覧会協会広報部勤務
同	45年	12月	国際羊毛事務局広報宣伝部勤務
平成	2年	4月	長崎県教育庁五島教育事務所社会教育課勤務
同	5年	4月	長崎県立五島高校、同富江高校及び同五島商業高校講師
同	14年	7月	長崎県男女共同参画推進委員
同	15年	4月	長崎県公共事業評価監視委員会委員
同	15年	4月	民事調停委員
同	15年	4月	家事調停委員
同	15年	4月	福江警察署協議会委員
同	16年	11月	長崎県環境審議会委員
同	17年	10月	五島市男女共同参画審議会委員 現在に至る。
同	22年	7月	五島市情報公開・個人情報保護審査会委員 現在に至る。
同	22年	10月	五島市人権擁護委員（1期）
同	23年	4月	長崎県五島保健所感染症診査協議会委員 現在に至る。
同	25年	10月	五島市人権擁護委員（2期）
同	29年	1月	五島市人権擁護委員（3期） 現在に至る。

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
石 黒 則 子	平成29年 1月 1日	令和 元年12月31日	
赤 瀬 博	平成29年 1月 1日	令和 元年12月31日	
村 上 やよい	平成29年 1月 1日	令和 元年12月31日	
洗 川 正 則	平成29年 7月 1日	令和 2年 6月30日	平成30年12月31日辞任
白 石 芳 隆	平成30年 1月 1日	令和 2年12月31日	
山 口 泰 一	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
山 本 博 子	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
久 貝 広 紀	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
松 本 政 樹	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
平 山 和 子	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
村 中 清 志	平成31年 4月 1日	令和 4年 3月31日	

議案第94号

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

令和元年9月4日提出

五島市長 野口市太郎

住 所 五島市奈留町泊33番地1

ふりがな あか せ ひろし
氏 名 赤 瀬 博

生年月日 昭和25年3月7日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第94号参考〉

略 歴

昭和43年	3月	長崎県立五島高等学校卒業
同	43年	4月 奈留町臨時職員
同	43年	6月 奈留町職員
平成16年	8月	五島市奈留支所長
同	19年	4月 同 教育委員会事務局総務課長
同	21年	4月 同 議会事務局長
同	22年	3月 定年退職
同	23年	3月 社会福祉法人なる共生会理事 現在に至る。
同	23年	11月 五島市男女共同参画審議会委員
同	24年	4月 長崎県男女共同参画推進委員
同	24年	6月 奈留町漁業協同組合監事 現在に至る。
同	29年	1月 五島市人権擁護委員（1期） 現在に至る。

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
石 黒 則 子	平成29年 1月 1日	令和 元年12月31日	
赤 瀬 博	平成29年 1月 1日	令和 元年12月31日	
村 上 やよい	平成29年 1月 1日	令和 元年12月31日	
洗 川 正 則	平成29年 7月 1日	令和 2年 6月30日	平成30年12月31日辞任
白 石 芳 隆	平成30年 1月 1日	令和 2年12月31日	
山 口 泰 一	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
山 本 博 子	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
久 貝 広 紀	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
松 本 政 樹	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
平 山 和 子	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
村 中 清 志	平成31年 4月 1日	令和 4年 3月31日	

議案第95号

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

令和元年9月4日提出

五島市長 野口市太郎

住 所 五島市上崎山町309番地1

ふりがな むら かみ
氏 名 村 上 やよい

生年月日 昭和33年3月12日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第95号参考〉

略 歴

昭和55年 3月 福岡教育大学中学校教員養成課程数学科卒業
 同 55年 4月 平戸市立平戸中学校教諭
 平成 3年 4月 玉之浦町立平成中学校教諭
 同 6年 4月 福江市立福江中学校教諭
 同 11年 4月 富江町立富江中学校教諭
 同 12年 4月 福江市立久賀中学校教諭
 同 17年 4月 五島市立富江中学校教諭
 同 21年 4月 五島市立崎山中学校教諭
 同 24年 3月 同 退職
 同 29年 1月 五島市人権擁護委員（1期） 現在に至る。

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
石 黒 則 子	平成29年 1月 1日	令和 元年12月31日	
赤 瀬 博	平成29年 1月 1日	令和 元年12月31日	
村 上 やよい	平成29年 1月 1日	令和 元年12月31日	
洗 川 正 則	平成29年 7月 1日	令和 2年 6月30日	平成30年12月31日辞任
白 石 芳 隆	平成30年 1月 1日	令和 2年12月31日	
山 口 泰 一	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
山 本 博 子	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
久 貝 広 紀	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
松 本 政 樹	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
平 山 和 子	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
村 中 清 志	平成31年 4月 1日	令和 4年 3月31日	

議案第96号

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

令和元年9月4日提出

五島市長 野口市太郎

住 所 五島市岐宿町中嶽1991番地3

ふりがな まつ した あきら
氏 名 松 下 明

生年月日 昭和32年1月26日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第96号参考〉

略 歴

昭和50年 3月 長崎県立五島高等学校卒業
 同 50年 6月 神戸ナショナル家電販売(株)勤務
 平成 4年 9月 兵庫松下ライフエレクトロニクス(株)勤務
 同 13年10月 松下ライフエレクトロニクス(株)勤務
 同 16年 6月 パナソニックテレコム(株)勤務
 同 24年10月 コネクシオ(株)勤務
 同 27年 6月 同 退職
 同 29年 8月 (株)真興産業勤務
 同 31年 2月 同 退職

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
石 黒 則 子	平成29年 1月 1日	令和 元年12月31日	
赤 瀬 博	平成29年 1月 1日	令和 元年12月31日	
村 上 やよい	平成29年 1月 1日	令和 元年12月31日	
洗 川 正 則	平成29年 7月 1日	令和 2年 6月30日	平成30年12月31日辞任
白 石 芳 隆	平成30年 1月 1日	令和 2年12月31日	
山 口 泰 一	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
山 本 博 子	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
久 貝 広 紀	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
松 本 政 樹	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
平 山 和 子	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	
村 中 清 志	平成31年 4月 1日	令和 4年 3月31日	

議案第114号

権利の放棄について

長崎県肉用牛振興施設整備事業費補助金の返還に係る加算金について、次のとおり権利を放棄する。

令和元年9月4日提出

五島市長 野口市太郎

- 1 権利の内容 平成16年度長崎県肉用牛振興施設整備事業費補助金の返還金(3,615,138円)に係る加算金(5,654,790円)
- 2 放棄により利益を受ける者 五島市籠淵町2450番地1
ごとう農業協同組合
代表理事組合長 橋 詰 覺
- 3 放棄の理由 当該補助金の返還命令の原因となった事業の中止が、事業主体以外の外的要因によるものであり、やむを得ない事情であると認められるため。
- 4 放棄の時期 令和元年9月27日

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

報告第14号

専決処分の報告について

財産の取得についての変更について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年9月4日提出

五島市長 野口市太郎

（専決理由）

財産の取得についての変更については、地方自治法第96条第1項第8号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第3条の規定により議会の議決を経る必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため専決処分したものである。

専 決 処 分 書

財産の取得についての変更について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年7月23日

五島市長 野 口 市太郎

財産の取得についての変更について

令和元年7月8日に議決された議案第48号財産の取得についての一部を次のとおり変更する。

「3 取得金額 36,740,000円」を「3 取得金額 36,072,000円」に改める。